

前回(第19回)の議論の整理

平成24年12月
消費者委員会事務局

項目	報告書骨子案についてのご意見	備考
	<p>・所有製品情報の登録の仕組みづくりにおいては、既に経済産業省での家電製品登録があり、法で義務付けての登録もはじめられようとしている。対象製品の範囲をどこまでにするのか、金額や耐用年数の問題などについても考える必要がある。</p> <p>・実現の可能性があるもの、難しいものに整理して委員会としての意見を出してはどうか。</p> <p>・リコール基本法・リコールガイドラインの話が出ているが、法律を作る方が多分難しいと考えられる。法律を作ってほしいが、必要があればガイドラインからやる、という提言にしないとあまり効果的ではないのではないのか。</p> <p>・行政機関への要望は法律論が必要。例えば、地方自治体に対して情報発信を行う部署が明確化されていないとの記述をする場合、法的にはどういう裏付けが必要か書いていく必要がある。</p> <p>・一番大きなポイントは結局情報が伝わっていないこと。公表されても伝わっていない。情報を伝えるためにどこまで工夫できるか議論して、最後に工夫だけでは不足する場合に法制化を考えてはどうか。</p> <p>・情報伝達ルートは全体としては大きく3つ、地方自治体経由、事業者ないし販売事業者経由、そして直接ルート。それぞれからめて、情報の伝え方の水準を上げていくという観点から整理すれば情報発信の情報周知ルートも明確になるのではないのか。メーカー、事業者、販売業者、流通業者からの情報ルートも利用。</p> <p>・情報公表のやりっぱなしに留まっていること、社告頼みであること、新聞の購読率の減少により、情報がますます通りにくくなっていくので工夫しなければいけないということを更に強調してはどうか。</p> <p>・情報流通のための逆ルートは非常に面白い。消費者庁から地方自治体に対し、こんな形でコーディネートして情報を流し、消費者に情報が届くようにすることが必要。</p> <p>・消費者庁のリコール情報サイトは立ち上がったばかりだが期待されている。消費者庁がリコール情報を自ら発信者としての役割を果たしてほしいというところを強調していただきたい。</p> <p>・消費者委員会として何が出せるかということを考えると、リコールの基本になる法律、理念が必要ではないか。法づくりを検討することをスタートしてくださいと言いつつ、できることもやる方がいいのではないのか。</p> <p>・消費者に分かりやすくするためにリコール促進法の検討に統一してほしい。現在の個別法では漏れてしまう製品がある。また、自主リコールについては何の法的な枠組みにも位置づけられていないため。また、検討事項の項目に強制義務化の範囲と努力義務化の範囲について記載してほしい。</p> <p>・リコール基本法なりの検討に入るべきと思うが、意見書に記述する場合は、当面工夫でやりきる部分と、もう少し法的に明確化していくところを分かりやすく示せるといいのではないのか。検討会では当面の工夫が議論の主だったので、理論的にリコールをどう考えるのかという議論をベースに理念のところをもう一度議論した方がよい。販売流通の責任問題とかの位置づけももう少し明確になるだろう。</p> <p>・法制化の検討はリコール基本法なのかリコール促進法なのかでかなり違う。促進法は製品一般についてリコール命令、手続きも含めた規定を置くもの。どちらの議論をやるのかをきちんと決めておかないといけない。</p> <p>・流通業者、大規模販売店舗は消費者の個人情報(何を買ったか)データを持っている。この情報を活用すればピンポイントでリコール情報を流すことができる。</p> <p>・強制リコール・自主回収のリコールの線引きをどうするかという問題もあるし、対象商品をどうするのか、食品を含めるのかを考えると大きな議論となる。</p> <p>・安全の基準が示されているか、強制されているかも大きな問題である。強制化されていないのにリコールになるのか、強制化されるのか、リコールは法律としてどこまで力を持てるのかという議論がないと企業もついてきにくいのではないのか。</p>	第19回

項目	報告書骨子案についてのご意見	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の道路運送車両法やガス事業法などリコールに関する法律は7つあるが、漏れる製品がある。漏れがないようにリコールを一般化する一般法的な方向性を目指してはどうか。 ・リコールをどういふふうを実施するのかを示すのが理念・基本と考える。リコールは基本的には各メーカーが自主的にやるものだと思うが、そのシステムがない会社などにはリコールとは何かとか、自主的にリコールをする仕組みづくりをしてくださいといった働きかけも必要。 ・リコールのやり方を教えるだけでなく、消費者の安全を実現するにはリコールが必要といった、リコール促進法・基本法など立法の趣旨を明確にすることが必要ではないか。 	第19回

項目	消費者委員会アンケートへのご意見	備考
<p>【課題】</p> <p>【対策(案)】</p> <p>【その他】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[Q9]回収情報を見たらどのように対応するかという質問に対し、内容によっては対象製品か確認するという回答が33.6%であった。この回答から製品回収・リコール情報の内容が余り伝わってこないと対応しないことが考えられる。 ・回収率を向上させるためには、説明の仕方がとても重要である。 ・[Q3]販売事業者からの連絡は対象者を調べてから連絡するので時間遅れが発生する。 ・輸入品の場合、海外メーカーが直接通知を出すことは考えにくい。輸入業者・流通事業者に対する検討も必要。 ・製品の回収情報の徹底について、消費者の購入情報をつかんでおくことは重要。 ・事業者は早い情報提供だけでなく、回収品の修理体制を整えることも重要である。 ・60歳以上のリコール情報収集媒体は約2割が自治体・消費生活センター広報誌であるため、このツールについてはもっと取組む必要がある。 ・[Q5]対象商品があったけれども返品・修理しなかったという回答が多い。お店が遠かったり、修理に来てもらう時間が合わなかったりといったことが考えられるのでは。対応して頂きやすいような体制を作ることも事業者の課題。 ・社告を出すだけでなく、社告によって使用者に一番はじめに何をしてほしいのか、その次に何をしてほしいのかを考えることが重要。 ・[Q15]回収情報のツールにポスターを加えた方が回収率が高まるのではないかと。(例)ヨドバシカメラ・ブリヂストンサイクルのポスターによるリコール情報発信 ・[Q13]生命・身体・財産を損ねる危険性のある製品に関する社告に関して、必要な情報を入手できているかという質問に対し、よくわからないという感じの方が多く。再度確認されたデータになっているのか。 ・アンケート結果からはWEB等の利用者が少ないイメージとなっているが、もう少し時代の先をみて、これからどうやって情報を伝えていくのか、新しいメディアをどう活用するのかを考える必要があるのではないかと。 ・属性別に危険を認知させる情報伝達は何か、消費者庁のやっているサイトの研究もしてほしい。 	<p>第19回</p>

項目	大村市ヒアリングについてのご意見	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・大村市の取組みは産業技術総合研究所が今までに作成したデータ、資料を使って安全問題に取り組んでいる。条件がそろえば、様々な地域で同じようなことができるのではないかと。そのためには、誰がどのように声をあげるとうまくいくのか、例えば消費者庁がリードするという形になれば広げていけるのではないかと。 ・大村市の取組みは非常に貴重な情報だと認識している。 	<p>第19回</p>